

福県医発第922号(地)
平成17年 8月12日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



栃木県医師国民健康保険組合給付割合の変更について

標記の件につきまして、栃木県医師国民健康保険組合より平成17年10月1日より変更する旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 給付割合

種 別	変 更 前 (平成17年9月30日まで)	変 更 後 (平成17年10月1日から)
第1種組合員 (医師本人)	8 割	7 割
第2種組合員 (従業員本人)		
家 族		

※入院・入院外ともに同給付割合

※3歳未満・前期高齢者は、法に定める給付割合

2. 施行年月日

平成17年10月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

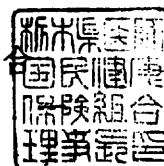




栃医国保発第41号
平成17年8月3日

各都道府県医師会長 様

栃木県医師国民健康保険組合
理事長 宝住 与



給付割合の変更について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、本組合運営につきましては格別のご指導ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、去る3月10日開催された第95回通常組合会において規約の一部改正を議決し、平成17年10月1日より下記のとおり給付割合を変更することになりましたのでお知らせいたします。

つきましては、関係機関への周知方、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 給付割合

種 別	変 更 前 (平成17年9月30日まで)	変 更 後 (平成17年10月1日から)
第1種組合員 (医師本人)	8 割	7 割
第2種組合員 (従業員本人)		
家 族		

*入院・入院外ともに同給付割合

*3歳未満・前期高齢者は、法に定める給付割合

2. 施行年月日 平成17年10月1日

